

2026年度の週間計画における指定時刻の指定及び公表について

2025年10月17日
電力広域的運営推進機関

本機関は、送配電等業務指針別表8－1、別表8－2、別表8－3及び別表8－4に規定する、週間計画（翌週、翌々週）における「本機関が指定する2点の時刻」について、2026年度の週間計画における指定時刻を、最大需要発生時、最小予備率発生時の2点の時刻として月ごとに指定しましたので、下記のとおり公表いたします。

記

1. 2026年度の週間計画における指定時刻

表1 北海道から九州エリアまでの指定時刻（30分コマ）

2026年度		最大需要時			最小予備率時		
		平日	土曜	日祝	平日	土曜	日祝
4月	前半	23 (11:00～11:30)	38 (18:30～19:00)	38 (18:30～19:00)	38 (18:30～19:00)	38 (18:30～19:00)	38 (18:30～19:00)
	後半	同上			同上		
5月	前半	23 (11:00～11:30)	39 (19:00～19:30)	39 (19:00～19:30)	38 (18:30～19:00)	39 (19:00～19:30)	39 (19:00～19:30)
	後半	同上			同上		
6月	前半	29 (14:00～14:30)	24 (11:30～12:00)	39 (19:00～19:30)	34 (16:30～17:00)	39 (19:00～19:30)	39 (19:00～19:30)
	後半	同上			同上		
7月	前半	29 (14:00～14:30)	24 (11:30～12:00)	39 (19:00～19:30)	34 (16:30～17:00)	38 (18:30～19:00)	38 (18:30～19:00)
	後半	同上			同上		
8月	前半	29 (14:00～14:30)	28 (13:30～14:00)	38 (18:30～19:00)	34 (16:30～17:00)	38 (18:30～19:00)	38 (18:30～19:00)
	後半	同上			同上		
9月	前半	29 (14:00～14:30)	24 (11:30～12:00)	37 (18:00～18:30)	34 (16:30～17:00)	37 (18:00～18:30)	37 (18:00～18:30)
	後半	同上			同上		
10月	前半	29 (14:00～14:30)	37 (18:00～18:30)	37 (18:00～18:30)	34 (16:30～17:00)	37 (18:00～18:30)	37 (18:00～18:30)
	後半	同上			同上		
11月	前半	19 (9:00～9:30)	37 (18:00～18:30)	37 (18:00～18:30)	37 (18:00～18:30)	37 (18:00～18:30)	37 (18:00～18:30)
	後半	同上			同上		
12月	前半	19 (9:00～9:30)	37 (18:00～18:30)	37 (18:00～18:30)	37 (18:00～18:30)	37 (18:00～18:30)	37 (18:00～18:30)
	後半	同上			同上		
1月	前半	19 (9:00～9:30)	37 (18:00～18:30)	38 (18:30～19:00)	37 (18:00～18:30)	37 (18:00～18:30)	38 (18:30～19:00)
	後半	同上			同上		
2月	前半	19 (9:00～9:30)	38 (18:30～19:00)	38 (18:30～19:00)	37 (18:00～18:30)	37 (18:00～18:30)	38 (18:30～19:00)
	後半	同上			同上		
3月	前半	19 (9:00～9:30)	38 (18:30～19:00)	38 (18:30～19:00)	38 (18:30～19:00)	38 (18:30～19:00)	38 (18:30～19:00)
	後半	同上			同上		

表2 沖縄エリアの指定時刻（30分コマ）

2026年度		最大需要時			最小予備率時		
		平日	土曜	日祝	平日	土曜	日祝
4月	前半	28 (13:30～14:00)	39 (19:00～19:30)	39 (19:00～19:30)	39 (19:00～19:30)	39 (19:00～19:30)	39 (19:00～19:30)
	後半	同上			同上		
5月	前半	29 (14:00～14:30)	40 (19:30～20:00)	40 (19:30～20:00)	40 (19:30～20:00)	40 (19:30～20:00)	41 (20:00～20:30)
	後半	同上			同上		
6月	前半	29 (14:00～14:30)	24 (11:30～12:00)	40 (19:30～20:00)	40 (19:30～20:00)	40 (19:30～20:00)	40 (19:30～20:00)
	後半	同上			同上		
7月	前半	30 (14:30～15:00)	30 (14:30～15:00)	40 (19:30～20:00)	40 (19:30～20:00)	40 (19:30～20:00)	40 (19:30～20:00)
	後半	同上			同上		
8月	前半	30 (14:30～15:00)	28 (13:30～14:00)	40 (19:30～20:00)	40 (19:30～20:00)	40 (19:30～20:00)	40 (19:30～20:00)
	後半	同上			同上		
9月	前半	29 (14:00～14:30)	28 (13:30～14:00)	40 (19:30～20:00)	38 (18:30～19:00)	39 (19:00～19:30)	39 (19:00～19:30)
	後半	同上			同上		
10月	前半	29 (14:00～14:30)	28 (13:30～14:00)	38 (18:30～19:00)	38 (18:30～19:00)	38 (18:30～19:00)	38 (18:30～19:00)
	後半	同上			同上		
11月	前半	29 (14:00～14:30)	38 (18:30～19:00)	38 (18:30～19:00)	37 (18:00～18:30)	38 (18:30～19:00)	38 (18:30～19:00)
	後半	同上			同上		
12月	前半	28 (13:30～14:00)	38 (18:30～19:00)	38 (18:30～19:00)	38 (18:30～19:00)	38 (18:30～19:00)	38 (18:30～19:00)
	後半	同上			同上		
1月	前半	28 (13:30～14:00)	38 (18:30～19:00)	38 (18:30～19:00)	38 (18:30～19:00)	39 (19:00～19:30)	39 (19:00～19:30)
	後半	同上			同上		
2月	前半	28 (13:30～14:00)	39 (19:00～19:30)	39 (19:00～19:30)	38 (18:30～19:00)	39 (19:00～19:30)	39 (19:00～19:30)
	後半	同上			同上		
3月	前半	28 (13:30～14:00)	39 (19:00～19:30)	39 (19:00～19:30)	39 (19:00～19:30)	39 (19:00～19:30)	39 (19:00～19:30)
	後半	同上			同上		

※ 前半とは1～15日、後半とは16日以降を示す。

※ 表中の上段数字はコマ数を表し（「1」は0:00～0:30、「38」は18:30～19:00のコマを表す）、下段数字は該当コマの時間帯を表す。

以 上

<参考>

送配電等業務指針別表 8－1、別表 8－2、別表 8－3 及び別表 8－4

別表 8－1 需要調達計画等の提出

提出する計画	年間計画 (第 1～ 第 2 年度)	月間計画 (翌月、 翌々月)	週間計画 (翌週、 翌々週)	翌々日計画	翌日計画 (※ 1)	当日計画 (※ 2)
提出期限	毎年 1 0 月末日	毎月 1 日	毎週水曜日午 前 1 0 時	毎日 午前 1 0 時 (※ 3)	毎日 午前 1 2 時 (※ 3)	3 0 分ごとの 実需給の 開始時刻の 1 時間前
提出内容	需要計画	各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値	各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値	本機関が指定する 2 点の時刻の日別の需要電力	3 0 分ごとの需要電力量	3 0 分ごとの需要電力量
	調達計画	各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	本機関が指定する 2 点の時刻の日別の調達分の計画値	3 0 分ごとの調達分の計画値	3 0 分ごとの調達分の計画値
	販売計画	各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の販売分の計画値	各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の販売分の計画値	本機関が指定する 2 点の時刻の日別の販売分の計画値	3 0 分ごとの販売分の計画値	3 0 分ごとの販売分の計画値

(※ 1) 翌々日計画に変更が生じた場合に提出する。

(※ 2) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。

(※ 3) 提出日が休業日の場合も含む。

別表 8－2 発電販売計画等の提出

提出する計画	年間計画 (第 1～ 第 2 年度)	月間計画 (翌月、 翌々月)	週間計画 (翌週、 翌々週)	翌々日計画	翌日計画 (※ 1)	当日計画 (※ 2)
提出期限	毎年 1 0 月末日	毎月 1 日	毎週水曜日午 前 1 0 時	毎日 午前 1 0 時 (※ 3)	毎日 午前 1 2 時 (※ 3)	原則、3 0 分 ごとの実需給 の開始時刻の 1 時間前
提出内容	発電計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の供給電力	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の供給電力	本機関が指定する 2 点の時刻の日別の供給電力	3 0 分ごとの供給電力量	3 0 分ごとの供給電力量
	販売計画	各月平休日別の販売電力の最大値及び最小値	各週平休日別の販売電力の最大値及び最小値	本機関が指定する 2 点の時刻の日別の販売電力	3 0 分ごとの販売分の計画値	3 0 分ごとの販売分の計画値
	調達計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	本機関が指定する 2 点の時刻の日別の調達分の計画値	3 0 分ごとの調達分の計画値	3 0 分ごとの調達分の計画値

(※ 1) 翌々日計画に変更が生じた場合に提出する。

(※ 2) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。

(※ 3) 提出日が休業日の場合も含む。

別表 8-3 需要抑制計画等の提出

提出する計画	年間計画 (第1～ 第2年度)	月間計画 (翌月、 翌々月)	週間計画 (翌週、 翌々週)	翌々日計画	翌日計画 (※1)	当日計画 (※2)
提出期限	毎年 10月末日	毎月1日	毎週水曜日午 前10時	毎日 午前10時 (※3)	毎日 午前12時 (※3)	原則、30分 ごとの実需給 の開始時刻の 1時間前
提出内容	需要抑制計画	各月平休日別の需要抑制計画の最大値及び最小値発生時の需要抑制	各週平休日別の需要抑制計画の最大値及び最小値発生時の需要抑制	本機関が指定する2点の時刻の日別の需要抑制電力	30分ごとの需要抑制電力量	30分ごとの需要抑制電力量
	電力	電力				
	販売計画	各月平休日別の販売電力の最大値及び最小値	各週平休日別の販売電力の最大値及び最小値	本機関が指定する2点の時刻の日別の販売電力	30分ごとの販売分の計画値	30分ごとの販売分の計画値
	調達計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	本機関が指定する2点の時刻の日別の調達分の計画値	30分ごとの調達分の計画値	30分ごとの調達分の計画値
	ベースライン	—	—	—	30分ごとの計画値	30分ごとの計画値

(※1) 翌々日計画に変更が生じた場合に提出する。

(※2) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。

(※3) 提出日が休業日の場合も含む。

別表 8-4 供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画の提出

提出する計画	年間計画 (第1～ 第2年度)	月間計画 (翌月、 翌々月)	週間計画 (翌週、 翌々週)	翌々日計画	翌日計画	当日計画
提出期限	毎年 3月25日	毎月25日	毎週木曜日	毎日 17時30分 (※1)	毎日 17時30分 (※1)	30分ごとの 実需給の開始 時刻の1時間 前
提出内容	供給区域 需要電力	各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値	各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値	本機関が指定する2点の時刻の日別の需要電力	30分ごとの需要電力量	30分ごとの需要電力量
	供給区域 供給電力	需要電力に対する供給電力	需要電力に対する供給電力	需要電力に対する供給電力	需要電力に対する供給電力	需要電力に対する供給電力
	供給区域 予備力	需要電力に対する予備力	需要電力に対する予備力	需要電力に対する予備力	需要電力に対する予備力	需要電力に対する予備力
	供給区域 調整力	—	需要電力に対する調整力必要量(上げ)、調整力確保量(上げ)及び調整力確保量(下げ)	需要電力に対する調整力必要量(上げ)、調整力確保量(上げ)及び調整力確保量(下げ)	需要電力に対する調整力必要量(上げ)、調整力確保量(上げ)及び調整力確保量(下げ)	需要電力に対する調整力必要量(上げ)、調整力確保量(上げ)及び調整力確保量(下げ)

(※1) 提出日が休業日の場合も含む。